

道路標識の概説

■目的

道路標識は、道路交通の安全施設であって、道路利用者に対して一定の様式化された方法で、案内、警戒、規制又は指示の情報を提供することにより、道路における交通の安全と円滑な運行を図るとともに、道路構造を保全することを目的として設けられています。

■根拠

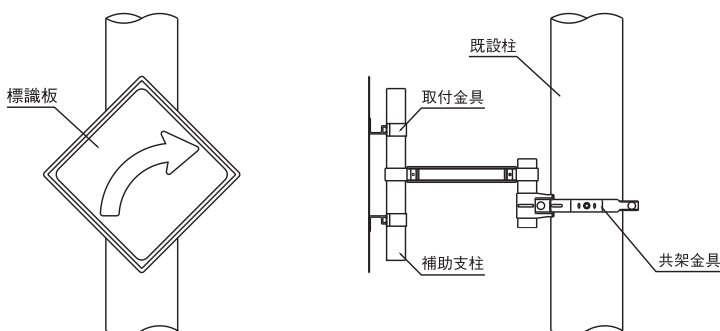
道路法(昭和27年法律第180号)第45条第1項及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定に基づき行われ、その様式、設置者の区分、設置場所、その他必要な事項は、道路法第45条第2項及び道路交通法第4条第5項に基づく「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令3号、以下「標識令」という。)に定められています。

前頁の道路標識一覧は「標識令」で示された様式となります。

■道路標識の設置方式

| 設置方式の例 | |
|-------------------|--|
| 路側式 | <p>標示板を単一又は複数の柱に取り付け、道路の路端、道路の中央、歩道又は中央分離帯等に設置する方式で、片持式、門型式以外のものをいう。</p> |
| (オーバーハング式) 片持式 | <p>道路の路端、歩道又は中央分離帯等に設置された支柱を車道部の上方に張り出させ、標示板をこの張り出し部に設置する方式をいう。</p> |
| (オーバーヘッド式) 門型式 | <p>標示板を車道をまたぐ門型支柱により車道部の上方に設置する方式をいう。</p> |
| 添架式 | <p>標示板を他の目的で設置された施設を利用して設置する方式をいう。</p> |

共架金具例



共架金具 (自在式)

| 種別 | 適用径(mm) |
|----|---------|
| 1号 | 70~120 |
| 2号 | 120~190 |
| 3号 | 170~260 |
| 4号 | 230~320 |
| 5号 | 300~410 |

※共架する既設柱の径から、使用する金具の種別を選択します。